

第六十四号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例  
江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の三幼稚園の部同篠崎幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立篠崎幼稚園を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。